

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更箇所	新	旧
扉 及び全頁	<p><u>店頭外国為替証拠金取引説明書</u></p> <p>外国為替証拠金取引はすべて店頭外国為替証拠金取引と読み替えます。</p> <p><u>平成 22 年 1 月</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>外国為替証拠金取引説明書</u></p> <p><追加></p> <p>株式会社DMM.com証券 関東財務局長（金商）第1629号</p>
店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項 について (P2)	<p>7. お客様からお預かりした<u>証拠金</u>は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。</p>	<p>7. お客様からお預かりした<u>預託証拠金</u>は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により区分管理を行っております。</p> <p><u>なお、預託証拠金が信託銀行へ入金されるまでの間は、顧客分別金口名義による金融機関（三井住友銀行、イーバンク銀行、住信SBIネット銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、ジャパンネット銀行、みずほ銀行）への預金にて当社固有資金とは分別して保管します。</u></p>

変更箇所	新	旧
	<p>＜削除＞</p>	<p>8 <u>当社、カバー取引先又は資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。</u></p>
<p>口座開設について (P5)</p>	<p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 (個人のお客様) ○日本国内に居住する<u>満20歳以上75歳未満</u>の、法律上の行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外、省略) (法人のお客様) ＜取引責任者基準＞ ・日本国内に居住する<u>満20歳以上75歳未満</u>の、行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外、省略)</p>	<p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 (個人のお客様) ○日本国内に居住する<u>満20歳以上</u>であり、法律上の行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外、省略) (法人のお客様) ＜取引責任者基準＞ ・日本国内に居住する<u>満20歳以上</u>の行為能力を有する個人であること。 (該当項目以外、省略)</p>

変更箇所	新	旧
お取引について (P9)	<p>8.ロスカットルール</p> <p>お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは「13. 証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。</p> <p>当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済することができるものとします。</p> <p>(1) 証拠金維持率が <u>100%</u> を下回った場合。</p> <p>(2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。</p> <p>証拠金維持率 = 純資産額 ÷ ポジション必要証拠金 × 100</p>	<p>8.ロスカットルール</p> <p>お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。「ロスカットルール」といいます。詳しくは「13. 証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。</p> <p>当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済することができるものとします。</p> <p>(1) 証拠金維持率が <u>70%</u> を下回った場合。</p> <p>(2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。</p> <p>証拠金維持率 = 純資産額 ÷ (ポジション必要証拠金 + 注文証拠金) × 100</p>

変更箇所	新	旧
お取引について (P10)	<p>13.証拠金</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。</p> <p>レバレッジ25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%、200倍のとき約0.5%となります。<u>但し、注文発注時の証拠金は証拠金必要額の約130%となります。よってUSD/JPY (@100.000) 200倍1 Lotを保有するのに必要な証拠金は6,500円となります。</u></p> <p>(3) 証拠金の追加差し入れ</p> <p>当社では、<u>証拠金維持率が100%を下回った場合建玉を強制的にロスカット（詳しくは、「(7) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。</u>するため、原則として証拠金の追加差し入れはありません。ただし、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で受渡日（発生日から起算して2営業日目）の正午までに当社に差入れてください。<u>また、当社では証拠金維持率の回復を目的とした追加証拠金の差し入れを求めません。</u></p>	<p>13.証拠金</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。</p> <p>レバレッジ25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%、200倍のとき約0.5%となります。</p> <p><u>例えばUSD/JPY (@100.000) 200倍1 Lotを保有するのに必要な証拠金は5,000円となります。</u></p> <p>(3) 証拠金の追加差し入れ</p> <p>当社では、<u>証拠金維持率が70%を下回った場合建玉を強制的に決済（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「(7) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。</u>）するため、原則として証拠金の追加差し入れはありません。ただし、<u>相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して2営業日目の正午までに当社に差入れてください。</u></p>

変更箇所	新	旧
	<p>なお、当社で定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットラインである証拠金維持率が<u>100%</u>を下回った場合、<u>全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。</u>なお、証拠金維持率は以下の式となります。</p> $\text{証拠金維持率} = \text{純資産} \div \frac{\text{ポジション必要証拠金}}{100}$ <p>(8) <u>アラートライン</u></p> <p><u>証拠金維持率について130%をロスカットのアラートラインとします。証拠金維持率がアラートラインを下回る場合、もしくは当該注文の執行によって下回る場合は、新規注文の発注はできません。</u></p> <p>(9) (現行どおり)</p>	<p>なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットラインである証拠金維持率が<u>70%</u>を下回った場合、<u>全ての新規未約定注文の取消を行います。その時点でまだ証拠金維持率が70%を超えることが出来ず下回っていた場合、即時にすべての未決済建玉を決済(ロスカット)します。</u>なお、証拠金維持率は以下の式となります。</p> $\text{証拠金維持率} = \text{純資産} \div \frac{(\text{建玉必要証拠金} + \text{注文証拠金})}{100}$ <p><新設></p> <p>(8) (省略)</p>

変更箇所	新	旧
<p>お取引について (P12)</p>	<p>16. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。</p> <p><u>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されません。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>	<p>16. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭<u>における</u>外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。</p> <p>※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>

変更箇所	新	旧																
当社の概要について	<削除>	<p data-bbox="1167 288 1973 368">当社の概要について 当社の概要は、次のとおりです。</p> <p data-bbox="1167 384 1973 560">【商号等】 株式会社DMM.com証券（英文名:DMM.com Securities Co.,Ltd.） 金融商品取引業者 第一種金融先物取引業 関東財務局長（金商）第1629号</p> <p data-bbox="1167 576 1973 655">【代表取締役】 谷川 龍二</p> <p data-bbox="1167 671 1973 751">【設立年月日】 平成 18 年 12 月 6 日</p> <p data-bbox="1167 767 1973 799">【沿革】</p> <table border="1" data-bbox="1167 810 1973 1315"> <tr> <td data-bbox="1167 810 1417 858">平成18年12月</td> <td data-bbox="1417 810 1973 858">会社設立</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 858 1417 906">平成19年8月</td> <td data-bbox="1417 858 1973 906">証券業登録（関東財務局長（証）第300号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 906 1417 1007">平成19年8月</td> <td data-bbox="1417 906 1973 1007">金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第181号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1007 1417 1107">平成19年9月</td> <td data-bbox="1417 1007 1973 1107">金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）1629号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1107 1417 1155">平成19年10月</td> <td data-bbox="1417 1107 1973 1155">FX スポット取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1155 1417 1203">平成19年11月</td> <td data-bbox="1417 1155 1973 1203">FXオプション取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1203 1417 1251">平成20年6月</td> <td data-bbox="1417 1203 1973 1251">CFD 取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1251 1417 1315">平成21年7月</td> <td data-bbox="1417 1251 1973 1315">DMM FX 取引サービス取扱開始</td> </tr> </table> <p data-bbox="1167 1374 1973 1453">【所在地】 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-6-7</p> <p data-bbox="1167 1469 1973 1589">【加入協会】 日本証券業協会（協会員番号1105） 社団法人金融先物取引業協会（協会員番号1145）</p>	平成18年12月	会社設立	平成19年8月	証券業登録（関東財務局長（証）第300号）	平成19年8月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第181号）	平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）1629号）	平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始	平成19年11月	FXオプション取引サービス取扱開始	平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始	平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成18年12月	会社設立																	
平成19年8月	証券業登録（関東財務局長（証）第300号）																	
平成19年8月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第181号）																	
平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）1629号）																	
平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始																	
平成19年11月	FXオプション取引サービス取扱開始																	
平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始																	
平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始																	

変更箇所	新	旧
外国為替 証拠金取 引及びそ の受託に 関する主 要な用語 の定義 (P18)	<input type="checkbox"/> アラートライン ロスカットルールの注意を促す目的で設定する証拠金維持率をいいます。 証拠金維持率がアラートラインを下回っている場合、もしくは新規注文の執行によって下回る場合には新規注文の発注はできません。 (該当項目以外、省略)	<新設> (該当項目以外、省略)
苦情受付 窓口 (P21)	<削除>	【苦情受付窓口】 コンプライアンス部 電話：03-3661-0335 E-mail：compliance@sec.dmm.com
最終行 (P21)	平成22年1月25日 改訂	<追加>